

表 - 1 大気基準適用施設の届出等施設数（全国）注1）注2）

大気基準適用施設		平成21年3月31日現在		【参考】 平成20年 3月31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉		14 (14)	32 (32)	32 (32)
製鋼用電気炉		71 (71)	111 (111)	111 (111)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、 溶解炉、乾燥炉)		10 (9)	21 (19)	20 (15)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		237 (237)	840 (840)	851 (851)
廃棄物 焼却 炉	4 t/h以上	-	1,131 (1,125)	1,126 (1,123)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	-	1,482 (1,481)	1,488 (1,487)
	2 t/h未満注3)	-	8,179 (8,161)	8,534 (8,516)
	小計	8,264 (8,254)	10,792 (10,767)	11,148 (11,126)
合計		8,596 (8,585)	11,796 (11,769)	12,162 (12,135)

注1) 鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 I - 2 (1) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1) 注2)

水質基準対象施設	平成21年3月31日現在		【参考】 平成20年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	33 (33)	89 (89)	89 (89)
カーバート法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設	41 (41)	56 (56)	57 (57)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	5 (5)	22 (22)	21 (21)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	4 (4)	7 (7)	7 (7)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	6 (6)	32 (32)	32 (32)
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	5 (5)	5 (5)
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	2 (2)	4 (4)
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	2 (2)	6 (6)	6 (6)
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0 (0)	3 (3)	3 (3)
ジメチルジニトロベンゼンイソトールの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルジニトロベンゼンイソトール洗浄施設及び熱風乾燥施設	1 (1)	7 (7)	7 (7)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	36 (36)	80 (80)	82 (82)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	6 (6)	19 (19)	16 (16)

表 I - 2 (2) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1) 注2)

水質基準対象施設	平成21年3月31日現在		【参考】 平成20年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちのろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	6 (6)	253 (253)	253 (253)
廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設、湿式 集じん施設及び灰の 貯留施設であって汚 水又は廃液を排出す るもの	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	1,027 (1,022)	2,199 (2,184)
	灰の貯留施設	406 (406)	834 (834)
	小計	1,433 (1,428)	3,033 (3,018)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	17 (17)	128 (128)	130 (130)
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	36 (36)	59 (59)	54 (54)
下水道終末処理施設 (水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る)	221 (221)	252 (252)	252 (252)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	30 (28)	54 (52)	55 (53)
合計	1,879 (1,872)	4,107 (4,090)	4,136 (4,119)

注1) 法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可(以下「法に基づく届出等」という。)を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表 I - 3 大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別－全国）注1)

	平成20年3月31日 現在の設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	14条 規模変更 注4) d		廃止等 注5) e	平成21年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)		
				平成20年 3月31日 現在の 設置基数	平成21年 3月31日 現在の 設置基数				特定 事業場数 注6)		
焼結鉄の製造の用に供する焼結炉	32	0	0	—		0	32	14	0	0	0
製鋼用電気炉	111	3	0	—		3	111	71	0	0	0
亜鉛回収施設	焙焼炉	7	3	0	—		10	9	3	1	1
	焼結炉	2	0	0	—		2		0	0	
	溶鉄炉	2	0	0	—		2		0	0	
	溶解炉	3	0	0	—		3		1	1	
	乾燥炉	1	1	0	—		2		1	0	
	小計	15	4	0	—		19		5	2	
アルミニウム 合金製造施設	焙焼炉	23	1	0	—		22	237	0	0	0
	溶解炉	766	25	0	—		756		0	0	
	乾燥炉	62	1	0	—		62		0	0	
	小計	851	27	0	—		840		0	0	
廃棄物焼却炉	4t/h以上	1,123	14	1	-1	+2	14	8,254	3	6	18(8)
	2t/h以上～4t/h未満	1,487	15	1	-4	+2	20		1(1)	1(1)	
	2t/h未満	8,516	109	5	-3	+4	470		18(9)	18(10)	
	200kg/h以上～2t/h未満	2,949	24	1	-1	+1	90		12(6)	12(6)	
	100kg/h以上～200kg/h未満	3,799	63	3	-2	0	261		5(2)	5(3)	
	50kg/h以上～100kg/h未満	1,241	15	0	0	+1	82		1(1)	1(1)	
	50kg/h未満(0.5㎡以上)	527	7	1	0	+2	37		0	0	
	小計	11,126	138	7	-8	+8	504		22(10)	25(11)	
合計	12,135	172	7	-8	+8	545	11,769	8,585	27(10)	27(11)	19(8)

注1) 法第12条及び第13条による届出施設（法に基づく届出施設）と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたもののうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「-」は他の区分への移行、「+」は他の区分からの移行を意味する。

注5) 構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。

注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注7) 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数（ ）に再掲した。

表 I - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）^{注1)}

大気基準適用施設	平成21年3月31日現在の設置基数 ^{注2)}				
	(計) a + b + c	附則別表 第二 ^{注3)} a	別表第一		
			法施行前 設置 ^{注4)} b	法施行後 設置 ^{注5)} c	
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉	32 (32)	29 (29)	—	3 (3)	
製鋼用電気炉	111 (111)	99 (99)	5 (5)	7 (7)	
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、 溶解炉、乾燥炉)	21 (19)	16 (16)	—	5 (3)	
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)	840 (840)	596 (596)	—	244 (244)	
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	1,131 (1,125)	723 (719)	119 (117)	289 (289)
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	1,482 (1,481)	1,116 (1,115)	110 (110)	256 (256)
	2 t/h未満 ^{注6)}	8,179 (8,161)	5,135 (5,124)	440 (439)	2,604 (2,598)
	小計	10,792 (10,767)	6,974 (6,958)	669 (666)	3,149 (3,143)
合計	11,796 (11,769)	7,714 (7,698)	674 (671)	3,408 (3,400)	

注1) 大気基準適用施設における基準適用状況について計上。

注2) 鉍山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注3) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注5) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注6) 焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m²以上のもの。

表 I - 5 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括－全国）注1)

	平成20年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	法・瀬戸 内法間の 移行 注4) d	廃止等 注5) e	平成21年3月31日 現在の設置基数 a+b+c-e	特定 事業場数 注6) f	鉱山保安法等関係法令施設 注7)			
								平成20年 3月31日 現在の 設置基数 g	平成21年 3月31日 現在の 設置基数 h	特定 事業場数 注6) i	
硫酸塩ハルブ(クアトハルブ)又は亜硫酸ハルブ(サルファイトハルブ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	89	0	0	0	0	89	33	0	0	0	
カーボート法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	57	2	0	0	3	56	41	0	0	0	
硫酸カリウムの製造の用に供する塵ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アルキ繊維の製造の用に供する塵ガス洗浄施設	21	1	0	0	0	22	5	0	0	0	
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち塵ガス洗浄施設	7	0	0	0	0	7	4	0	0	0	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	32	0	0	0	0	32	6	0	0	0	
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、塵ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	5	1	0	0	0	
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、塵ガス洗浄施設	4	0	0	0	2	2	1	0	0	0	
4-クロロムル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び塵ガス洗浄施設	6	0	0	0	0	6	2	0	0	0	
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び塵ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	
ジチオジシンイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジチオジシンイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	7	0	0	0	0	7	1	0	0	0	
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る塵ガス洗浄施設、湿式集じん施設	82	1	0	0	3	80	36	0	0	0	
亜鉛の回収の用に供する精製施設、塵ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	16	3	0	0	0	19	6	0	0	0	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちのろ過施設、精製施設及び塵ガス洗浄施設	253	4	0	0	4	253	6	0	0	0	
廃棄物焼却炉に係る塵ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	塵ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2,204	23	4	0	47	2,184	1,022	15(6)	15(6)	9(4)
	灰の貯留施設	844	7	1	0	18	834	406	0	0	0
	小計	3,048	30	5	0	65	3,018	1,428	15(6)	15(6)	9(4)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	130	0	0	0	2	128	17	0	0	0	
フロン類の破壊の用に供する施設のうちのプラズマ反応施設、塵ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	54	7	0	0	2	59	36	0	0	0	
下水道終末処理施設	252	1	0	—	1	252	221	0	0	0	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	53	1	0	0	2	52	28	2	2	2	
合計	4,119	50	5	0	84	4,090	1,872	17(6)	17(6)	11(4)	

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注5) 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。

注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注7) 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()に再掲した。

表 - 6 (1 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉							
	事業場数 注1)	19年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度未施設数 (a+b+c- e-f)	事業場数 注1)	19年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度未施設数 (a+b+c- e-f)
北海道	1	1					1	3	3					3
青森県								1	1					1
岩手県														
宮城県								1	2					2
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	1	2					2	3	5					5
栃木県								2	2					2
群馬県								1	1					1
埼玉県								5	5					5
千葉県	1	3					3							
東京都								2	3					3
神奈川県								1	1					1
新潟県								3	4				1	3
富山県								1	1					1
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県	1	3					3	5	12	1				13
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府								3	4					4
兵庫県	1	1					1	1	1					1
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県								2	4					4
岡山県														
広島県	1	2					2							
山口県								4	12					12
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県								1	1					1
長崎県														
熊本県								1	1					1
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県								1	1					1

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (1 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉							
	事業場数 注1)	19年度未施設数 (a)	新設(b) 注2)	既設(c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止(f)	20年度未施設数 (a+b+c- e-f)	事業場数 注1)	19年度未施設数 (a)	新設(b) 注2)	既設(c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止(f)	20年度未施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市								1	1					1
仙台市								2	3	1			1	3
さいたま市														
千葉市	1	2					2							
横浜市														
川崎市	1	1					1	1	4					4
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市								1	1					1
京都市														
大阪市								6	10					10
堺市								2	5					5
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市	2	3					3	3	3	1			1	3
福岡市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市								1	1					1
川越市														
船橋市								1	1					1
柏市														
横須賀市														
相模原市														
富山市								1	1					1
金沢市														
長野市														
岐阜市								1	2					2
豊橋市								1	1					1
岡崎市														
豊田市														
高槻市														
東大阪市														
姫路市								4	5					5
西宮市														
奈良市														
和歌山市	1	3					3	2	2					2
倉敷市	1	4					4	2	6					6
福山市	1	5					5							
下関市														
高松市								1	1					1
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
熊本市														
大分市	1	2					2							
宮崎市														
鹿児島市														
合計	14	32	0	0	0	0	32	71	111	3	0	0	3	111

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (2 a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	事業場数 注1)	焙焼炉					焼結炉					
		19年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度未施設数 (a+b+c- e-f)	19年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)
北海道												
青森県	1						1					1
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	1	2				2						
茨城県	1	1				1						
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県	1	1				1						
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1	2				2						
高知県												
福岡県	1											
佐賀県												
長崎県												
熊本県			1			1						
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (2 b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 政令市別)

	亜鉛回収施設											
	事業場数 注1)	焙焼炉					焼結炉					
		19年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度未施設数 (a+b+c- e-f)	19年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市	1	1				1	1					1
宇都宮市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	1	1				1						
西宮市												
奈良市												
和歌山市	1	1				1						
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	9	7	3	0	0	0	10	2	0	0	0	2

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (3 a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉					溶解炉						
	19年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止(f)	20年度未施設数 (a+b+c- e-f)	19年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度未施設数 (a+b+c- e-f)
北海道												
青森県	1					1						
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							1					1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県	1					1						
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (3 b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉					溶解炉						
	19年度末施設数(a)	新設(b) <small>注2)</small>	既設(c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-e-f)	19年度末施設数(a)	新設(b) <small>注2)</small>	既設(c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							2					2
宇都宮市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	2	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	3

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (4 a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小 計						
	19年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度末施設数 (a+b+c- e-f)	19年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度末施設数 (a+b+c- e-f)
北海道												
青森県							2					2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							2					2
茨城県							1					1
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							2					2
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県			1			1		3				3
高知県												
福岡県		1				1	2					2
佐賀県												
長崎県												
熊本県								1				1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (4b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 政令市別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小計						
	19年度未施設数(a)	新設(b) <small>注2)</small>	既設(c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止(f)	20年度未施設数(a+b+c-e-f)	19年度未施設数(a)	新設(b) <small>注2)</small>	既設(c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止(f)	20年度未施設数(a+b+c-e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							4					4
宇都宮市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							1					1
西宮市												
奈良市												
和歌山市							1					1
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	1	1	0	0	0	2	15	4	0	0	0	19

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (5 a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設												
	事業場 数 注1)	焙焼炉					溶解炉						
		19年度未 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度未 施設数 (a+b+c- e-f)	19年度未 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度未 施設数 (a+b+c- e-f)
北海道	7						13	7				2	18
青森県													
岩手県													
宮城県	1						2						2
秋田県													
山形県	1						8				6		2
福島県	4	1				1	26				1		25
茨城県	6	3	1			1	28						28
栃木県	13						59	1			1		59
群馬県	6	1					11						11
埼玉県	11						44	2			2		44
千葉県	4						8						8
東京都													
神奈川県													
新潟県	3						12						12
富山県	16						41				1		40
石川県	1						1						1
福井県	4						17						17
山梨県	2						3						3
長野県	5						21				6		15
岐阜県	3						3						3
静岡県	16	4				4	60	3					63
愛知県	42	6				6	113	8			6		115
三重県	8	2					32						32
滋賀県	5						18						18
京都府	2						4						4
大阪府	5						12				1		11
兵庫県	4	1				1	8						8
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県	1						2						2
広島県	1						3						3
山口県	2						4						4
徳島県													
香川県	2	1				1	1						1
愛媛県													
高知県													
福岡県	6						20						20
佐賀県	2						2						2
長崎県	1						1						1
熊本県	9						25						25
大分県	1							1					1
宮崎県	1						1						1
鹿児島県	2						2						2
沖縄県													

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (5b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別 - 政令市別)

	アルミニウム合金製造施設												
	事業場数 注1)	焙焼炉					溶解炉						
		19年度未施設数 (a)	新設(b) 注2)	既設(c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止(f)	20年度未施設数 (a+b+c- e-f)	19年度未施設数 (a)	新設(b) 注2)	既設(c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止(f)	20年度未施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市	1						3					3	
川崎市													
新潟市													
静岡市	4						21	1			2	20	
浜松市	1						6				4	2	
名古屋市	3						18					18	
京都市	1						8					8	
大阪市	1						2					2	
堺市	4						6					6	
神戸市													
岡山市													
広島市	1						1					1	
北九州市	5	1				1	4					4	
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市	1						1					1	
郡山市													
いわき市	1						1					1	
宇都宮市													
川越市	1						1					1	
船橋市	1						1					1	
柏市													
横須賀市													
相模原市													
富山市	3						6					6	
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市	2						5					5	
岡崎市	1						2					2	
豊田市							31	2			3	30	
高槻市													
東大阪市													
姫路市	1	2				2	14					14	
西宮市													
奈良市	1						1					1	
和歌山市													
倉敷市	1	1			1		8					8	
福山市													
下関市	2						12					12	
高松市	1						1					1	
松山市	1						1					1	
高知市													
久留米市							3					3	
長崎市													
熊本市													
大分市	1						2					2	
宮崎市													
鹿児島市	1						2					2	
合計	237	23	1	0	0	2	22	766	25	0	0	35	756

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (6 a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉					小 計						
	19年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度未施設数 (a+b+c- e-f)	19年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度未施設数 (a+b+c- e-f)
北海道							13	7			2	18
青森県												
岩手県												
宮城県							2					2
秋田県												
山形県							8				6	2
福島県	2					2	29				1	28
茨城県	2	1				3	33	2			1	34
栃木県	3					3	62	1			1	62
群馬県	1					1	13					13
埼玉県	4					4	48	2			2	48
千葉県							8					8
東京都												
神奈川県												
新潟県							12					12
富山県							41				1	40
石川県							1					1
福井県	2					2	19					19
山梨県	1					1	4					4
長野県	3				1	2	24				7	17
岐阜県							3					3
静岡県	5					5	69	3				72
愛知県	13					13	132	8			6	134
三重県	2					2	36					36
滋賀県	3					3	21					21
京都府							4					4
大阪府	4					4	16				1	15
兵庫県							9					9
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県	1					1	3					3
広島県							3					3
山口県	1					1	5					5
徳島県												
香川県							2					2
愛媛県												
高知県												
福岡県	3					3	23					23
佐賀県							2					2
長崎県							1					1
熊本県	1					1	26					26
大分県								1				1
宮崎県							1					1
鹿児島県							2					2
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (6b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉					小 計						
	19年度末施設数(a)	新設(b) 注2)	既設(c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-e-f)	19年度末施設数(a)	新設(b) 注2)	既設(c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	1					1	4					4
川崎市												
新潟市												
静岡市							21	1			2	20
浜松市							6				4	2
名古屋市							18					18
京都市	1					1	9					9
大阪市							2					2
堺市	1					1	7					7
神戸市												
岡山市												
広島市	1					1	2					2
北九州市							5					5
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市							1					1
郡山市												
いわき市							1					1
宇都宮市												
川越市							1					1
船橋市							1					1
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市	2					2	8					8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							5					5
岡崎市							2					2
豊田市	5					5	36	2			3	35
高槻市												
東大阪市												
姫路市							16					16
西宮市												
奈良市							1					1
和歌山市												
倉敷市							9				1	8
福山市												
下関市							12					12
高松市							1					1
松山市							1					1
高知市												
久留米市							3					3
長崎市												
熊本市												
大分市							2					2
宮崎市												
鹿児島市							2					2
合 計	62	1	0	0	1	62	851	27	0	0	38	840

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (7 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉															
	事業場 数 注1)	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満						20年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)		
		19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変 更前 (d1)	規模変 更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変 更前 (d1)	規模変 更後 (d2)		規模未 満変更 (e)	廃止 (f)
北海道	216	18						18	26							26
青森県	124	10						10	23	1						24
岩手県	120	2						2	24							24
宮城県	122	6						6	28							28
秋田県	64	3						3	13							13
山形県	116	7						7	11							11
福島県	99	5						5	32							32
茨城県	432	25						25	63			1	1			63
栃木県	183	10						10	32	2						34
群馬県	155	17				1		18	31			1				30
埼玉県	265	42	1					43	82	1						83
千葉県	298	47						47	75							75
東京都	224	120						120	45							45
神奈川県	104	29					1	28	29							29
新潟県	183	8						8	53						2	51
富山県	76	7						7	15							15
石川県	83								12							12
福井県	105	6						6	15							15
山梨県	71	3						3	22							22
長野県	167	7						7	30						1	29
岐阜県	225	2						2	36							36
静岡県	291	29	2					31	52						6	46
愛知県	221	50					1	49	51						1	50
三重県	184	17						17	38			1				37
滋賀県	121	5						5	28							28
京都府	70	6						6	13							13
大阪府	110	42	1				4	39	39	1						40
兵庫県	250	27						27	38	2						40
奈良県	151	5						5	24							24
和歌山県	86								14							14
鳥取県	80	5						5	8							8
島根県	81	5						5	7	3						10
岡山県	104	4						4	14							14
広島県	129	9						9	21	1						22
山口県	117	13						13	27							27
徳島県	140	3					1	2	23							23
香川県	123	6		1				7	8							8
愛媛県	175	6						6	20							20
高知県	118								14							14
福岡県	221	17					2	15	33	1					1	33
佐賀県	94	4						4	13							13
長崎県	97	8						8	14							14
熊本県	113	1						1	26							26
大分県	53	1						1	13							13
宮崎県	68	9						9	8							8
鹿児島県	139								25							25
沖縄県	83	8						8	22							22

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (7b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉														20年度末施設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)		
	事業場数 注1)	4t/h以上							2t/h以上～4t/h未満								
		19年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	19年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未 満変更 (e)		廃止 (f)	
札幌市	13	11						11	8							8	
仙台市	20	10						10	7						1	6	
さいたま市	30	13						13	1							1	
千葉市	37	14					1	13	3							3	
横浜市	66	27						27	5						1	4	
川崎市	31	20	4					24	6							6	
新潟市	52	9						9	10							10	
静岡市	56	11						11	4							4	
浜松市	42	8						8	11							11	
名古屋市	40	17						17	1							1	
京都市	48	20	1					21	1							1	
大阪市	34	32					2	30	5							5	
堺市	31	10	1					11	2	1						3	
神戸市	26	18	2					20	4						1	3	
岡山市	43	8						8	1							1	
広島市	47	9					2	7	6						1	5	
北九州市	32	18			1			19	6			1				5	
福岡市	14	9						9	4							4	
函館市	6	3						3									
旭川市	10	2						2	2							2	
青森市	27	6						6	6							6	
盛岡市	20	3						3	3							3	
秋田市	13	4						4	1	1	1					3	
郡山市	16	5			1			4	2				1			3	
いわき市	22	15						15	5							5	
宇都宮市	17	7						7	7						1	6	
川越市	12	4						4	3							3	
船橋市	13	8						8	2							2	
柏市	17	5						5	3							3	
横須賀市	8	5						5	3							3	
相模原市	21	10						10	2							2	
富山市	35	2						2	1						1		
金沢市	25	5						5	2							2	
長野市	20	3						3	1							1	
岐阜市	18	5						5	6							6	
豊橋市	12	3						3	2	1						3	
岡崎市	23	5	2					7									
豊田市	5	5						5	2							2	
高槻市	7	5						5	2							2	
東大阪市	6	8						8	3							3	
姫路市	33	13						13	11							11	
西宮市	2	5						5	1							1	
奈良市	23	4						4									
和歌山市	43	6						6	3							3	
倉敷市	32	11						11	12							12	
福山市	51	6						6	6							6	
下関市	14	2						2	4							4	
高松市	18	5						5									
松山市	28	5						5	3							3	
高知市	25	3						3	1							1	
久留米市	16	3						3									
長崎市	19	4						4	1						1		
熊本市	16	4						4	1							1	
大分市	27	9						9	2							2	
宮崎市	13	3						3	5						2	3	
鹿児島市	28	4						4	4							4	
合計	8254	1123	14	1	1	2	0	14	1125	1487	15	1	4	2	0	20	1481

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (8 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉																
	200kg/h以上～2t/h未満							100kg/h以上～200kg/h未満									
	19年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	20年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	19年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	20年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	
北海道	116	1					1	116	87							7	80
青森県	33							33	54	1	2						57
岩手県	31	1						32	73	1						2	72
宮城県	32							32	62	3						7	58
秋田県	53	1						54	21	1							22
山形県	29						1	28	68							3	65
福島県	60						1	59	24							7	17
茨城県	87						1	86	271	1						34	238
栃木県	57						1	56	92	3						1	94
群馬県	56						1	55	60	1						2	59
埼玉県	98	1					4	95	43						1	3	39
千葉県	87		1				1	87	166							12	154
東京都	45	2						47	64							4	60
神奈川県	36						2	34	41	1						6	36
新潟県	67	2						69	79	1						5	75
富山県	22						1	21	42							2	40
石川県	30							30	47	1						1	47
福井県	35						1	34	55		1					4	52
山梨県	30	1					4	27	32							2	30
長野県	80	3					2	81	74							10	64
岐阜県	69	2					1	70	102							6	96
静岡県	101						6	95	117	2						5	114
愛知県	104	1					2	103	83	3						19	67
三重県	64			1	1		1	63	93	3						3	93
滋賀県	44						2	42	58							8	50
京都府	29							29	39	1						2	38
大阪府	48						2	46	27							2	25
兵庫県	86						2	84	121							1	120
奈良県	45						1	44	107	5						4	108
和歌山県	40						2	38	43							2	41
鳥取県	38						1	37	45	3						6	42
島根県	40						1	39	33	1		1				2	31
岡山県	45							45	54	4						1	57
広島県	60						3	57	73							6	67
山口県	55	1					1	55	55	1							56
徳島県	51	2						53	91	3						9	85
香川県	32							32	62	6						2	66
愛媛県	54	2					1	55	88	1						4	85
高知県	35						3	32	64	2						2	64
福岡県	60						1	59	104	2						11	95
佐賀県	52						1	51	47							2	45
長崎県	67	2					3	66	37							2	35
熊本県	47						1	46	45								45
大分県	21						1	20	18	1							19
宮崎県	24						2	22	36								36
鹿児島県	47	1					2	46	75	3						3	75
沖縄県	35						1	34	36	3						8	31

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (8b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満							100kg/h以上～200kg/h未満								
	19年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	20年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	19年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	20年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)
札幌市	4						3	1	5						1	4
仙台市	5						1	4	9						1	8
さいたま市	7						1	6	3							3
千葉市	8						1	7	18							18
横浜市	12						3	9	15							15
川崎市	17							17	1							1
新潟市	16							16	25	1					2	24
静岡市	13						2	2	9	32					3	29
浜松市	21							21	21						1	20
名古屋市	4							4	21						3	18
京都市	12						2	10	18							18
大阪市	12							12	6							6
堺市	7						2	5	15						1	14
神戸市	3							3	13							13
岡山市	32							32	16	2					1	17
広島市	34							34	14							14
北九州市	19						1	18	12						1	11
福岡市	5							5	8						3	5
函館市	3							3	3							3
旭川市	1							1	4							4
青森市	3							3	14						1	13
盛岡市	5							5	9						1	8
秋田市	7							7	3							3
郡山市	1							1	8							8
いわき市	6							6	5						1	4
宇都宮市	6						1	5	5							5
川越市	2							2	4							4
船橋市	1							1	6						1	5
柏市	2							2	9							9
横須賀市	1							1	2							2
相模原市	14							14	4							4
富山市	10							10	16	1						17
金沢市	7							7	9							9
長野市	11	1						12	9							9
岐阜市	5							5	7						1	6
豊橋市	5							5	5							5
岡崎市	11						2	9	10							10
豊田市	4							4	5						1	4
高槻市	2							2	5							5
東大阪市	2							2	2							2
姫路市	6							6	16						1	15
西宮市	1							1								
奈良市	4							4	12							12
和歌山市	12							12	19			1			3	15
倉敷市	19							19	6						1	5
福山市	15						1	14	36					1	2	33
下関市	5							5	7						1	6
高松市	8							8	10							10
松山市	10							10	17						1	16
高知市	3							3	20	1					2	19
久留米市	4							4	7							7
長崎市	5						2	3	11						1	10
熊本市	6						1	5	8						1	7
大分市	19						3	16	8						1	7
宮崎市	2							2	7							7
鹿児島市	13							13	11							11
合計	2949	24	1	1	1	2	88	2884	3799	63	3	2	0	2	259	3602

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (9 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上 ~ 100kg/h未満						50kg/h未満 (0.5㎡以上)									
	1 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変 更前 (d1)	規模変 更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	2 0 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	1 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変 更前 (d1)	規模変 更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	2 0 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
北海道	24						1	23	9	1						10
青森県	10							10	10							10
岩手県	13							13	1	1					1	1
宮城県	10							10	7							7
秋田県	1							1	3							3
山形県	8						1	7	8	1						9
福島県	17						1	16	8							8
茨城県	34							34	12							12
栃木県	23	1						24	10							10
群馬県	32						4	28	8						1	7
埼玉県	100	2					7	95	13	1					2	12
千葉県	38						2	36	18						2	16
東京都	67						8	59	26	1					1	26
神奈川県	22						1	21	8						4	4
新潟県	33	1					4	30	20							20
富山県	8							8	3							3
石川県	9						1	8	1							1
福井県	12							12	6							6
山梨県	11						2	9	6							6
長野県	19						5	14	8						1	7
岐阜県	53						2	51	13						2	11
静岡県	45						1	44	27						1	26
愛知県	33	1					2	32	11						3	8
三重県	23	1			1		1	24	14	1	1				3	13
滋賀県	15							15	11							11
京都府	8						2	6								
大阪府	9						1	8	10							10
兵庫県	39							39	15						1	14
奈良県	15						1	14	3							3
和歌山県	9							9	5							5
鳥取県	7							7	2						1	1
島根県	3	1						4	8				1			9
岡山県	11							11	9							9
広島県	12	2					2	12	16							16
山口県	26						1	25	9							9
徳島県	12						2	10	4							4
香川県	19							19	7						2	5
愛媛県	30	2					2	30	17							17
高知県	14	1						15	4							4
福岡県	44						4	40	18						3	15
佐賀県	8	1						9	6							6
長崎県	7						2	5	6						2	4
熊本県	12							12	10							10
大分県	9						1	8	3							3
宮崎県	4							4								
鹿児島県	14						1	13	7							7
沖縄県	10	1						11	7							7

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (9 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上 ~ 100kg/h未満						50kg/h未満 (0.5㎡以上)									
	19年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	20年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	19年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	20年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)
札幌市	3							3	2							2
仙台市	1							1	1							1
さいたま市	12							12	6							6
千葉市	9							9	4						1	3
横浜市	29							29	5							5
川崎市	5							5	4							4
新潟市	12						2	10	2							2
静岡市	17						5	12	6						2	4
浜松市	6						2	4	2						1	1
名古屋市	9	1					1	9	6	1						7
京都市	17						2	15	2							2
大阪市	7							7								
堺市	8						2	6	2							2
神戸市	3						1	2	1							1
岡山市	3							3	2							2
広島市	1							1	4						1	3
北九州市									2							2
福岡市									1						1	
函館市																
旭川市									3							3
青森市	3							3	4							4
盛岡市	2							2	7							7
秋田市									1							1
郡山市	6						1	5								
いわき市	2							2								
宇都宮市	2							2	1							1
川越市	2							2								
船橋市	3							3								
柏市	3							3								
横須賀市	1							1	5							5
相模原市	5							5	1							1
富山市	9							9	2							2
金沢市	7							7	1							1
長野市	2						1	1								
岐阜市	4							4	1							1
豊橋市	1							1								
岡崎市	7							7								
豊田市	4						1	3								
高槻市																
東大阪市	2							2								
姫路市	6							6	1							1
西宮市									1							1
奈良市	6							6	2							2
和歌山市	8						1	7	7				1			8
倉敷市	2							2	3							3
福山市	5							5								
下関市	1						1		2							2
高松市	2							2								
松山市	1							1	1						1	
高知市	2							2								
久留米市	6							6								
長崎市	4							4								
熊本市	2							2	1							1
大分市	2							2	3							3
宮崎市	2							2								
鹿児島市	3							3	1							1
合計	1241	15	0	0	1	0	82	1175	527	7	1	0	2	0	37	500

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (1 0 a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉							合 計									
	小 計							事業場 数 注1)	1 9 年 度未施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	2 0 年 度未施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	
	1 9 年 度未施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)										
北海道	280	2					9	273	227	297	9					11	295
青森県	140	2	2					144	126	143	2	2					147
岩手県	144	3					3	144	120	144	3					3	144
宮城県	145	3					7	141	124	149	3					7	145
秋田県	94	2						96	64	94	2						96
山形県	131	1					5	127	117	139	1					11	129
福島県	146						9	137	104	177						10	167
茨城県	492	1		1	1		35	458	443	533	3		1	1		36	500
栃木県	224	6					2	228	198	288	7					3	292
群馬県	204	1		1	1		8	197	162	218	1		1	1		8	211
埼玉県	378	6				1	16	367	281	431	8				1	18	420
千葉県	431		1				17	415	303	442		1				17	426
東京都	367	3					13	357	226	370	3					13	360
神奈川県	165	1					14	152	105	166	1					14	153
新潟県	260	4					11	253	189	276	4					12	268
富山県	97						3	94	93	139						4	135
石川県	99	1					2	98	84	100	1					2	99
福井県	129		1				5	125	109	148		1				5	144
山梨県	104	1					8	97	73	108	1					8	101
長野県	218	3					19	202	172	242	3					26	219
岐阜県	275	2					11	266	228	278	2					11	269
静岡県	371	4					19	356	307	440	7					19	428
愛知県	332	5					28	309	270	481	14					34	461
三重県	249	5	1	2	2		8	247	192	285	5	1	2	2		8	283
滋賀県	161						10	151	126	182						10	172
京都府	95	1					4	92	72	99	1					4	96
大阪府	175	2					9	168	118	195	2					10	187
兵庫県	326	2					4	324	256	337	2					4	335
奈良県	199	5					6	198	151	199	5					6	198
和歌山県	111						4	107	86	111						4	107
鳥取県	105	3					8	100	80	105	3					8	100
島根県	96	5		1	1		3	98	83	100	5		1	1		3	102
岡山県	137	4					1	140	105	140	4					1	143
広島県	191	3					11	183	131	196	3					11	188
山口県	185	2					2	185	123	202	2					2	202
徳島県	184	5					12	177	140	184	5					12	177
香川県	134	6	1				4	137	125	136	6	1				4	139
愛媛県	215	5					7	213	176	215	8					7	216
高知県	131	3					5	129	118	131	3					5	129
福岡県	276	3					22	257	228	301	3					22	282
佐賀県	130	1					3	128	97	133	1					3	131
長崎県	139	2					9	132	98	140	2					9	133
熊本県	141						1	140	123	168	1					1	168
大分県	65	1					2	64	54	65	2					2	65
宮崎県	81						2	79	69	82						2	80
鹿児島県	168	4					6	166	141	170	4					6	168
沖縄県	118	4					9	113	84	119	4					9	114

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (1 0 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉							合 計									
	小 計							事業場 数 注1)	1 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	2 0 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	
	1 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)										
札幌市	33						4	29	14	34						4	30
仙台市	33						3	30	22	36	1					4	33
さいたま市	42						1	41	30	42						1	41
千葉市	56						3	53	38	58						3	55
横浜市	93						4	89	67	97						4	93
川崎市	53	4						57	33	58	4						62
新潟市	74	1					4	71	52	74	1				4	71	
静岡市	83					2	12	69	60	104	1			2	14	89	
浜松市	69						4	65	43	75						8	67
名古屋市	58	2					4	56	44	77	2				4	75	
京都市	70	1					4	67	49	79	1				4	76	
大阪市	62						2	60	41	74					2	72	
堺市	44	2					5	41	37	56	2				5	53	
神戸市	42	2					2	42	26	42	2				2	42	
岡山市	62	2					1	63	43	62	2				1	63	
広島市	68						4	64	48	70					4	66	
北九州市	57			1	1		2	55	42	68	1		1	1	3	66	
福岡市	27						4	23	14	27					4	23	
函館市	9							9	6	9						9	
旭川市	12							12	10	12						12	
青森市	36						1	35	27	36					1	35	
盛岡市	29						1	28	20	29					1	28	
秋田市	16	1	1					18	14	17	1	1				19	
郡山市	22			1	1		1	21	16	22			1	1	1	21	
いわき市	33						1	32	24	38					1	37	
宇都宮市	28						2	26	18	29					2	27	
川越市	15							15	13	16						16	
船橋市	20						1	19	15	22					1	21	
柏市	22							22	17	22						22	
横須賀市	17							17	8	17						17	
相模原市	36							36	21	36						36	
富山市	40	1					1	40	39	49	1				1	49	
金沢市	31							31	25	31						31	
長野市	26	1					1	26	20	26	1				1	26	
岐阜市	28						1	27	19	30					1	29	
豊橋市	16	1						17	15	22	1					23	
岡崎市	33	2					2	33	24	35	2				2	35	
豊田市	20						2	18	5	56	2				5	53	
高槻市	14							14	7	14						14	
東大阪市	17							17	6	17						17	
姫路市	53						1	52	39	75					1	74	
西宮市	8							8	2	8						8	
奈良市	28							28	24	29						29	
和歌山市	55			1	1		4	51	47	61			1	1	4	57	
倉敷市	53						1	52	36	72					2	70	
福山市	68					1	3	64	52	73				1	3	69	
下関市	21						2	19	16	33					2	31	
高松市	25							25	20	27						27	
松山市	37						2	35	29	38					2	36	
高知市	29	1					2	28	25	29	1				2	28	
久留米市	20							20	16	23						23	
長崎市	25						4	21	19	25					4	21	
熊本市	22						2	20	16	22					2	20	
大分市	43						4	39	29	47					4	43	
宮崎市	19						2	17	13	19					2	17	
鹿児島市	36							36	29	38						38	
合 計	11126	138	7	8	8	4	500	10767	8585	12135	172	7	8	8	4	541	11769

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 7 (1a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—都道府県別)

	硫酸塩 ^{ハルブ} (^{グアラトハルブ})又は亜硫酸 ^{バルブ} (^{サルファイトバルブ})の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カーバイト ^法 アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	19年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	19年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-f)
北海道	6	18						18	2	2						2
青森県	1	7						7	1	1						1
岩手県		1						1								
宮城県	2	6						6	1	1						1
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	1						1
栃木県									1	1						1
群馬県									1	1						1
埼玉県									1	1						1
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県									1	1						1
新潟県									1	7	1				2	6
富山県	1	2						2	1	1						1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県	1	1						1								
静岡県	4	8						8								
愛知県	1	2						2	3	3						3
三重県	1	10						10								
滋賀県																
京都府									1	1						1
大阪府																
兵庫県	1	2						2	1	1						1
奈良県																
和歌山県																
鳥取県	1	4						4								
島根県	1	1						1								
岡山県									1	1						1
広島県	3	4						4	2	2						2
山口県	1	2						2	1	3						3
徳島県	1	2						2								
香川県									2	2	1				1	2
愛媛県	2	7						7								
高知県																
福岡県									1	1						1
佐賀県																
長崎県									1	1						1
熊本県	1	1						1								
大分県																
宮崎県	1	2						2								
鹿児島県	1	1						1	1	1						1
沖縄県									1	1						1

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—政令市別)

	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カーボイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	19年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	19年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市									1	1						1
横浜市									1	3						3
川崎市																
新潟市	1	4					4		1	1						1
静岡市									1	4						4
浜松市									2	5						5
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市									2	2						2
神戸市																
岡山市																
広島市									1	1						1
北九州市									2	2						2
福岡市																
函館市																
旭川市	1	3					3									
青森市																
盛岡市																
秋田市	1	1					1									
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市									1	1						1
西宮市																
奈良市																
和歌山市									1	1						1
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市									1	1						1
宮崎市																
鹿児島市																
合計	33	89	0	0	0	0	0	89	41	57	2	0	0	0	3	56

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (2a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設							7μm繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	19年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	19年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県									1	2	1					3
東京都																
神奈川県																
新潟県									1	13						13
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県									1	2						2
岐阜県																
静岡県									1	2						2
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県									1	2						2
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (2 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—政令市別)

	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設								7μm繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設							
	事業場数 ^{注2)}	19年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	20年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	19年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	20年度未施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	5	21	1	0	0	0	0	22

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (3a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—都道府県別)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する ガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県								1	9							9
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県	1	2					2									
東京都																
神奈川県	1	2					2									
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県								1	6							6
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県								1	4							4
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県								2	9							9
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (3b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—政令市別)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する ガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市	1	2					2									
静岡市																
浜松市																
名古屋市	1	1					1									
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市									1	4						4
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	4	7	0	0	0	0	7	6	32	0	0	0	0	0	0	32

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (4a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	カプロラクタム ^{注2)} の製造の用に供する硫酸濃縮施設、 シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設							クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県	1	3					3									
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (4b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—政令市別)

	カプロラクタム ^{注2)} の製造の用に供する硫酸濃縮施設、 シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設							クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市										2						2
浜松市																
名古屋市		2						2								
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市									1	2						2
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	1	5	0	0	0	0	0	5	1	4	0	0	0	0	2	2

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (5a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	4-クロロフェノール・ホルムアルデヒドの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジクロロ-1,4-ナフチノールの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	19年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	19年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	1	3						3	3							3
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県	1	3						3								
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (5b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—政令市別)

	4-クロロフェノール酸水素トリウム ^{注1)} の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキソ ^{注1)} の製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	19年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	20年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	19年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	20年度未施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	2	6	0	0	0	0	0	6	0	3	0	0	0	0	0	3

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (6a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	ジチザン [®] イレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジチザン [®] イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設							アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								
	事業場数 ^{注2)}	19年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	19年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									2	2						2
茨城県									2	4						4
栃木県									1	5					1	4
群馬県																
埼玉県									1	1						1
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県									6	11						11
石川県																
福井県									2	5						5
山梨県																
長野県																
岐阜県									1	1						1
静岡県									5	17	1					18
愛知県									2	3						3
三重県									1	2						2
滋賀県									4	5						5
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	7							7	1						1
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (6b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—政令市別)

	シリコンハ イレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、シリコンハ イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設							アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								
	事業場数 ^{注2)}	19年度未施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	20年度未施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	19年度未施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	20年度未施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市									1	2						2
川崎市																
新潟市																
静岡市									1	5					2	3
浜松市																
名古屋市									1	8						8
京都市									1	4						4
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市									1	1						1
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市									1	1						1
高槻市																
東大阪市																
姫路市									1	2						2
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市									1	1						1
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	1	7	0	0	0	0	0	7	36	82	1	0	0	0	3	80

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (7a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県	1	2					2									
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	1	4					4									
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県								3	49							49
千葉県																
東京都																
神奈川県	1	10														10
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県								2	194	4					4	194
愛知県	1		1				1									
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	1					1									
高知県																
福岡県	1	3	2				5									
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (7b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—政令市別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市	1	6						6								
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	6	16	3	0	0	0	0	19	6	253	4	0	0	0	4	253

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (8a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設								灰の貯留施設									
	事業場数 ^{注2)}	19年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	規模未満変更(e) ^{注6)}	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-e-f)	事業場数 ^{注2)}	19年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	規模未満変更(e) ^{注6)}	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-e-f)
北海道	19	47						1	46	8	12							12
青森県	18	34	1						35		8	1						9
岩手県	5	5							5									
宮城県	1	6							6									
秋田県	2	3							3	5	7							7
山形県	13	14					1		13	8	8							8
福島県	11	34	1				1		34	18	26					1		25
茨城県	44	74							74	13	15							15
栃木県	2	4							4	5	5	1						6
群馬県	5	8							8	9	10							10
埼玉県	69	146	1				1		146	21	42							42
千葉県	40	95	4	1			1		99	15	40							40
東京都	32	144	2						146	21	91	1						92
神奈川県	13	45		3					48	7	24						7	17
新潟県	19	24							24	16	19							19
富山県	7	26							26	2	5							5
石川県	4	5							5	7	8							8
福井県	12	29							29	5	8							8
山梨県	6	11					2		9	4	4							4
長野県	34	84	3				4		83		26					1		25
岐阜県	31	42							42									
静岡県	39	68					4		64	4	14					1		13
愛知県	35	61	1						62	17	25							25
三重県	20	34	1						35	6	6		1					7
滋賀県	4	12					1		11	3	4							4
京都府	6	9							9	7	11							11
大阪府	36	115	2				2		115	3	26					1		25
兵庫県	32	66					1		65	33	38							38
奈良県	25	28							28	6	6							6
和歌山県	6	7							7	13	16							16
鳥取県	6	14					1		13	10	18							18
島根県	21	24					1		23	3	5							5
岡山県	12	17							17	6	12							12
広島県	11	24					4		20	4	4							4
山口県	25	56							56		2							2
徳島県	21	39							39	6	8							8
香川県	12	17							17	6	12							12
愛媛県	9	12							12	2	2							2
高知県	7	11					2		9									
福岡県	27	47	1				3		45	7	19							19
佐賀県	8	12							12	6	6							6
長崎県	9	15							15	6	6	2						8
熊本県	4	6							6	2	3							3
大分県																		
宮崎県	1	1							1									
鹿児島県																		
沖縄県	18	24					1		23	6	8					2		6

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (8b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設							灰の貯留施設										
	事業場数 ^{注2)}	19年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	規模未変更(e) ^{注6)}	廃止(f)	20年度未施設数(a+b+c-e-f)	事業場数 ^{注2)}	19年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	規模未変更(e) ^{注6)}	廃止(f)	20年度未施設数(a+b+c-e-f)
札幌市	1	9						9	4	8							8	
仙台市	5	11					1	10	3	3							3	
さいたま市	3	6						6	4	6							6	
千葉市	4	18						18	3	11							11	
横浜市	4	17					1	16	3	21						1	20	
川崎市	14	35	2					37	5	4	1						5	
新潟市	7	12					1	11	1	4							4	
静岡市	5	8					1	7	4	4							4	
浜松市	4	12						12		1							1	
名古屋市	3	20						20	1	4							4	
京都市	8	16	1					17		6							6	
大阪市	10	29						29		10							10	
堺市	7	6	1					7	4	5	1					1	5	
神戸市	7	16						16	2	8							8	
岡山市	10	11						11	3	5							5	
広島市	18	39					4	35	1	9						1	8	
北九州市	9	32					2	30	6	24						2	22	
福岡市	4	17						17	1	5							5	
函館市																		
旭川市																		
青森市	3	3						3	3	3							3	
盛岡市	1	2						2	1	1							1	
秋田市	4	9						9	1	2							2	
郡山市		1					1		2	2							2	
いわき市	7	19						19										
宇都宮市	6	15						15		6							6	
川越市	5	7						7	2	5							5	
船橋市									2	2							2	
柏市																		
横須賀市	3	13						13	1	5							5	
相模原市	13	35						35		12							12	
富山市	4	8						8	1	1							1	
金沢市	2	4						4										
長野市	9	14	1				1	14	1	1							1	
岐阜市	4	4						4										
豊橋市		2	1					3	3	4							4	
岡崎市	5	8					1	7	1	1							1	
豊田市	2	4						4	5	6							6	
高槻市	2	12						12		3							3	
東大阪市		12						12										
姫路市	9	25					1	24	1	13							13	
西宮市									2	2							2	
奈良市	1	2						2	1	2							2	
和歌山市	3	4						4	1	3							3	
倉敷市	12	34						34	3	5							5	
福山市	7	14						14	1	2							2	
下関市																		
高松市	3	3						3	1	2							2	
松山市	2	4						4										
高知市	1	2						2	1	2							2	
久留米市	2	2						2	1	1							1	
長崎市	4	8					2	6		2							2	
熊本市		2						2	2	2							2	
大分市	4	17						17		2							2	
宮崎市		2						2	1	1							1	
鹿児島市									3	4							4	
合計	1022	2204	23	4	0	0	0	47	2184	406	844	7	1	0	0	0	18	834

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (9a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設							
	小 計															
	事業場数 ^{注2)}	19年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	規模未満変更(e) ^{注6)}	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-e-f)	事業場数 ^{注2)}	19年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)
北海道	27	59					1	58	1	3						3
青森県	18	42	2					44								
岩手県	5	5						5								
宮城県	1	6						6								
秋田県	7	10						10								
山形県	21	22					1	21	1	26						26
福島県	29	60	1				2	59								
茨城県	57	89						89								
栃木県	7	9	1					10								
群馬県	14	18						18								
埼玉県	90	188	1				1	188								
千葉県	55	135	4	1			1	139	1	2						2
東京都	53	235	3					238	1	3						3
神奈川県	20	69		3			7	65								
新潟県	35	43						43		1						1
富山県	9	31						31								
石川県	11	13						13								
福井県	17	37						37								
山梨県	10	15					2	13								
長野県	34	110	3				5	108								
岐阜県	31	42						42								
静岡県	43	82					5	77								
愛知県	52	86	1					87	1	1						1
三重県	26	40	1	1				42								
滋賀県	7	16					1	15								
京都府	13	20						20								
大阪府	39	141	2				3	140								
兵庫県	65	104					1	103								
奈良県	31	34						34								
和歌山県	19	23						23								
鳥取県	16	32					1	31								
島根県	24	29					1	28								
岡山県	18	29						29								
広島県	15	28					4	24	1	1						1
山口県	25	58						58								
徳島県	27	47						47								
香川県	18	29						29								
愛媛県	11	14						14								
高知県	7	11					2	9								
福岡県	34	66	1				3	64								
佐賀県	14	18						18								
長崎県	15	21	2					23								
熊本県	6	9						9								
大分県																
宮崎県	1	1						1								
鹿児島県																
沖縄県	24	32					3	29								

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (9b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設								
	小 計																
	事業場数 ^{注2)}	19年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	規模未変更(e) ^{注6)}	廃止(f)	20年度未施設数(a+b+c-e-f)	事業場数 ^{注2)}	19年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	20年度未施設数(a+b+c-e-f)
札幌市	5	17						17									
仙台市	8	14					1	13									
さいたま市	7	12						12									
千葉市	7	29						29	1	1						1	
横浜市	7	38						36	1	1						1	
川崎市	19	39	3					42	1	26						26	
新潟市	8	16					1	15									
静岡市	9	12					1	11									
浜松市	4	13						13									
名古屋市	4	24						24	1	1						1	
京都市	8	22	1					23									
大阪市	10	39						39	2	5						5	
堺市	11	11	2				1	12									
神戸市	9	24						24									
岡山市	13	16						16									
広島市	19	48					5	43	1	1						1	
北九州市	15	56					4	52	1	13						13	
福岡市	5	22						22									
函館市																	
旭川市																	
青森市	6	6						6									
盛岡市	2	3						3									
秋田市	5	11						11									
郡山市	2	3					1	2									
いわき市	7	19						19									
宇都宮市	6	21						21									
川越市	7	12						12									
船橋市	2	2						2									
柏市																	
横須賀市	4	18						18		1						1	
相模原市	13	47						47									
富山市	5	9						9	2	2						2	
金沢市	2	4						4									
長野市	10	15	1				1	15									
岐阜市	4	4						4									
豊橋市	3	6	1					7									
岡崎市	6	9					1	8									
豊田市	7	10						10	1	40						40	
高槻市	2	15						15									
東大阪市		12						12									
姫路市	10	38					1	37									
西宮市	2	2						2									
奈良市	2	4						4									
和歌山市	4	7						7									
倉敷市	15	39						39									
福山市	8	16						16									
下関市																	
高松市	4	5						5									
松山市	2	4						4									
高知市	2	4						4									
久留米市	3	3						3									
長崎市	4	10						8		2						2	
熊本市	2	4						4									
大分市	4	19						19									
宮崎市	1	3						3									
鹿児島市	3	4						4									
合 計	1428	3048	30	5	0	0	0	65	3018	17	130	0	0	0	0	2	128

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 0 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—都道府県別)

	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラスマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 ^{注2)}	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道								5	5					5
青森県								1	1					1
岩手県								1	1					1
宮城県	1	1						1	1	1				1
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	2	5						5	4	4				4
栃木県	1	1						1	3	3				3
群馬県	3	4						4	4	6				6
埼玉県	3	5	1					6	10	10				10
千葉県	1	1						1	4	3				3
東京都									21	21				21
神奈川県	1		2					2	12	12				12
新潟県														
富山県	1	2						2	3	3				3
石川県														
福井県									1	1				1
山梨県									1	1				1
長野県		1						1	3	3				3
岐阜県	2	3						3	2	3			1	2
静岡県	2	1	2					3	2	2				2
愛知県	3	4						4	8	8				8
三重県									2	2				2
滋賀県	1	1						1	3	3				3
京都府									2	2				2
大阪府	1	1	1					2	14	14				14
兵庫県									7	7				7
奈良県									1	1				1
和歌山県														
鳥取県									4	4				4
島根県									1	1				1
岡山県									1	1				1
広島県	1	2						2						
山口県									1	2				2
徳島県														
香川県	1	3						3						
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県	1	2						2						
長崎県									2	2				2
熊本県														
大分県														
宮崎県									1	1				1
鹿児島県														
沖縄県	2	2	1					1	1					1

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 0 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一政令市別)

	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラスマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 ^{注2)}	19年 度未施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	20年 度未施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	19年 度未施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	廃止 (f)	20年 度未施 設数 (a+b+c- f)
札幌市								5	5					5
仙台市								2	2					2
さいたま市														
千葉市								2	4					4
横浜市								6	22					22
川崎市								2	4	1				5
新潟市	1	1						1	1	1				1
静岡市	1	2						2	2	4				4
浜松市		1							2	2				2
名古屋市								5	5					5
京都市								4	4					4
大阪市								8	8					8
堺市	1	1							2	2				2
神戸市								5	5					5
岡山市								1	1					1
広島市								5	7					7
北九州市	1	2						2	3	4				4
福岡市								3	3					3
函館市								1	1					1
旭川市								1	1					1
青森市														
盛岡市														
秋田市								2	2					2
郡山市								1	1					1
いわき市								1	1					1
宇都宮市														
川越市														
船橋市														
柏市														
横須賀市								2	2					2
相模原市														
富山市	1	1						1	2	2				2
金沢市								1	1					1
長野市								3	3					3
岐阜市								2	2					2
豊橋市								1	1					1
岡崎市								1	1					1
豊田市														
高槻市								1	4					4
東大阪市								2	2					2
姫路市	1	2						2	2	2				2
西宮市								2	2					2
奈良市														
和歌山市								2	2					2
倉敷市								1	1					1
福山市								1	1					1
下関市	1	1						1						1
高松市								2	2					2
松山市														
高知市	1	2						2	1	1				1
久留米市														
長崎市								1	1					1
熊本市								2	2					2
大分市														
宮崎市								1	1					1
鹿児島市	1	2						2	1	1				1
合計	36	54	7	0	0	0	2	59	221	252	1	0	1	252

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 1 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—都道府県別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場 から排出される水の処理施設							合 計									
	事業場 数 ^{注2)}	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
北海道								41	87							1	86
青森県								22	53	2							55
岩手県	1	1						1	7	8							8
宮城県		2						2	6	17							17
秋田県		1						1	7	11							11
山形県								22	48							1	47
福島県		1						1	33	73	1					2	72
茨城県								67	112								112
栃木県								13	19	1						1	19
群馬県								22	29								29
埼玉県								108	254	2						1	255
千葉県	2	4						4	67	151	5	1				1	156
東京都								75	259	3							262
神奈川県								36	94	2	3					7	92
新潟県	4	9						9	41	73	1					2	72
富山県								21	50								50
石川県								11	13								13
福井県								20	43								43
山梨県								11	16							2	14
長野県								38	116	3						5	114
岐阜県								37	50							1	49
静岡県		1						1	60	310	7					9	308
愛知県	1	1	1					2	73	111	3						114
三重県	1	2						2	32	62	1	1					64
滋賀県								15	25							1	24
京都府								16	23								23
大阪府								54	156	3						3	156
兵庫県								75	118							1	117
奈良県								32	35								35
和歌山県								19	23								23
鳥取県								21	40							1	39
島根県								26	31							1	30
岡山県								20	31								31
広島県	1	2						2	23	39						4	35
山口県	1	1						1	31	75							75
徳島県								28	49								49
香川県	1	1						1	23	37	1					1	37
愛媛県	2	4						4	17	34							34
高知県								7	11							2	9
福岡県	1	1						1	37	71	3					3	71
佐賀県								15	20								20
長崎県								18	24	2							26
熊本県								7	10								10
大分県																	
宮崎県								3	4								4
鹿児島県								2	2								2
沖縄県	1	1						1	29	37	1					4	34

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 1 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設							合 計								
	事業場数 ^{注2)}	19年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	20年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	19年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	規模未満変更(e)	廃止(f)
札幌市								10	22							22
仙台市								10	16						1	15
さいたま市								7	12							12
千葉市	1	1					1	12	36							36
横浜市	2	2					2	18	68						2	66
川崎市	1	1					1	23	70	4						74
新潟市		1					1	13	26						1	25
静岡市								14	29						5	24
浜松市								8	21						1	20
名古屋市								12	41							41
京都市								13	30	1						31
大阪市								20	52							52
堺市								16	16	2					1	17
神戸市								14	29							29
岡山市								14	17							17
広島市								26	57						5	52
北九州市		1					1	22	78						4	74
福岡市								8	25							25
函館市								1	1							1
旭川市								2	4							4
青森市								6	6							6
盛岡市								2	3							3
秋田市								9	15							15
郡山市		1					1	3	5						2	3
いわき市		1					1	10	29							29
宇都宮市	1	1					1	7	22							22
川越市								7	12							12
船橋市								2	2							2
柏市																
横須賀市								6	21							21
相模原市	1	3					3	14	50							50
富山市	1	1					1	11	15							15
金沢市								3	5							5
長野市								13	18	1					1	18
岐阜市								6	6							6
豊橋市								4	7	1						8
岡崎市	1	1					1	8	11						1	10
豊田市								9	51							51
高槻市								3	19							19
東大阪市								2	14							14
姫路市	1	1					1	16	46						1	45
西宮市								4	4							4
奈良市								2	4							4
和歌山市	1	1					1	8	11							11
倉敷市		1					1	17	45							45
福山市								9	17							17
下関市								2	2							2
高松市								6	7							7
松山市								2	4							4
高知市								4	7							7
久留米市								3	3							3
長崎市		1					1	5	14						5	9
熊本市								4	6							6
大分市	2	3					3	7	23							23
宮崎市								2	4							4
鹿児島市								5	7							7
合 計	28	53	1	0	0	0	2	52	1872	4119	50	5	0	0	84	4090

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 8 (1a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛回収施設												小計	
	焙焼炉		焼結炉		溶鋳炉		溶解炉		乾燥炉					
	20年度末 事業場数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県														
栃木県														
群馬県	1	1	1					1	1			2	2	
埼玉県														
千葉県														
東京都														
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県			2								1		3	
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数
()内に再掲した。

表 I - 8 (1 b) 鋁山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別 - 政令市別)

	亜鉛回収施設												小計	
	焙焼炉		焼結炉		溶鋁炉		溶解炉		乾燥炉					
	20年度末 事業場数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市														
京都市														
大阪市														
堺市														
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市														
福岡市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
川崎市														
船橋市														
柏市														
横須賀市														
相模原市														
富山市														
金沢市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市														
高槻市														
東大阪市														
姫路市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市														
倉敷市														
福山市														
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
熊本市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
合計	1	1	3	0	0	0	0	1	1	0	1	2	5	

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鋁山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 8 (2a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉												
	20年度末 事業場数	4t/h以上		2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)	
		20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数
北海道	1(1)								1(1)	1			
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県	2(1)						2(1)	2(1)					
茨城県													
栃木県	1	2	2										
群馬県									1	1			
埼玉県													
千葉県													
東京都	1(1)						1(1)	1(1)					
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県	1								1	1			
福井県	2(2)						2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	1(1)	1(1)	
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府	1(1)						1(1)	1(1)					
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県	1						1	1					
香川県													
愛媛県	2	3					1	1					
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県	2						2	2					

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数
()内に再掲した。

表 I - 8 (2b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉												
	20年度末 事業場数	4t/h以上		2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)	
		20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市	1						1	1					
横浜市	1(1)						1(1)	1(1)					
川崎市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市	1(1)			1(1)	1(1)								
宇都宮市													
川崎市													
船橋市													
柏市													
横須賀市													
相模原市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
高槻市													
東大阪市													
姫路市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
倉敷市	1	1	1										
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
熊本市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
合計	18(8)	6	3	1(1)	1(1)	12(6)	12(6)	5(3)	5(2)	1(1)	1(1)	0	0

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を

() 内に再掲した。

表 I - 8 (3a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別—都道府県別)

	廃棄物焼却炉 小計		合 計		
	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末		19年度末 施設数
			事業場数	施設数	
北海道	1(1)	1	1(1)	1(1)	1
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
茨城県					
栃木県	2	2	1	2	2
群馬県	1	1	1	3	3
埼玉県					
千葉県					
東京都	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県					
新潟県					
富山県					
石川県	1	1	1	1	1
福井県	5(5)	5(5)	2(2)	5(5)	5(5)
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県					
三重県					
滋賀県					
京都府	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
徳島県	1	1	1	1	1
香川県					
愛媛県	4	1	2	4	4
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県	2	2	2	2	2

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数
()内に再掲した。

表 I - 8 (3b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉 小計		合 計		
	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末		19年度末 施設数
			事業場数	施設数	
札幌市					
仙台市					
さいたま市					
千葉市	1	1	1	1	1
横浜市	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
川崎市					
新潟市					
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市					
大阪市					
堺市					
神戸市					
岡山市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
函館市					
旭川市					
青森市					
盛岡市					
秋田市					
郡山市					
いわき市	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
宇都宮市					
川越市					
船橋市					
柏市					
横須賀市					
相模原市					
富山市					
金沢市					
長野市					
岐阜市					
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
高槻市					
東大阪市					
姫路市					
西宮市					
奈良市					
和歌山市					
倉敷市	1	1	1	1	1
福山市					
下関市					
高松市					
松山市					
高知市					
久留米市					
長崎市					
熊本市					
大分市					
宮崎市					
鹿児島市					
合 計	25(11)	22(10)	19(8)	27(11)	27(10)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 9 (a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの									水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合計		
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	20年度末		19年度末	20年度末		19年度末	20年度末		19年度末	20年度末		19年度末	20年度末		19年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県									1	1	1	1	1	1	1
山形県															
福島県	2(1)	4(1)	4(1)				2(1)	4(1)	4(1)				2(1)	4(1)	4(1)
茨城県															
栃木県	1	1	1				1	1	1	1	1	1	2	2	2
群馬県	1	2	2				1	2	2				1	2	2
埼玉県															
千葉県															
東京都	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県	2	3	3				2	3	3				2	3	3
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 9 (b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であつて 汚水又は廃液を排出するもの									水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設			合 計		
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設			灰の貯留施設			小 計								
	20年度末		19年度末	20年度末		19年度末	20年度末		19年度末	20年度末		19年度末	20年度末		19年度末
	事業場	施設数	施設数	事業場	施設数	施設数	事業場	施設数	施設数	事業場	施設数	施設数	事業場	施設数	施設数
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)
川崎市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市	1(1)	3(3)	3(3)				1(1)	3(3)	3(3)				1(1)	3(3)	3(3)
宇都宮市															
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
相模原市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合 計	9(4)	15(6)	15(6)	0	0	0	9(4)	15(6)	15(6)	2	2	2	11(4)	17(6)	17(6)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 10 (1a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設							
	20年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	20年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		焙焼炉			焼結炉			
						法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	20年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	20年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	
北海道	1		1	3	3									
青森県				1	1							1		1
岩手県														
宮城県				2	2									
秋田県														
山形県														
福島県								2	2					
茨城県	2	2		5	5			1	1					
栃木県				2	2									
群馬県				1	1									
埼玉県				5	4	1								
千葉県	3	3												
東京都				3	3									
神奈川県				1	1									
新潟県				3	3									
富山県				1	1									
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県	3	3		13	11	2		1	1					
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府				4	3	1								
兵庫県	1	1		1	1									
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県				4	4									
岡山県														
広島県	2	2												
山口県				12	10	2								
徳島県														
香川県														
愛媛県								2	2					
高知県														
福岡県														
佐賀県				1	1									
長崎県														
熊本県				1	1			1		1				
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県				1	1									

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (1b)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種別・法一政令市別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設								
	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	20年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一		焙焼炉			焼結炉				
						法施行前設置(b) ^{注2)}	法施行後設置(c) ^{注3)}	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)		
札幌市				1	1										
仙台市				3	2		1								
さいたま市															
千葉市	2	1	1												
横浜市															
川崎市	1	1		4	4										
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市				1	1										
京都市															
大阪市				10	9	1									
堺市				5	5										
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市	3	3		3	2		1								
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市								1	1			1	1		
宇都宮市				1		1									
川越市															
船橋市				1		1									
柏市															
横須賀市															
相模原市															
富山市				1		1									
金沢市															
長野市															
岐阜市				2	2										
豊橋市				1	1										
岡崎市															
豊田市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市				5	5			1	1						
西宮市															
奈良市															
和歌山市	3	2	1	2	2			1	1						
倉敷市	4	4		6	6										
福山市	5	4	1												
下関市															
高松市				1	1										
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市															
大分市	2	2													
宮崎市															
鹿児島市															
合計	32	29	3	111	99	5	7	10	9	1	2	1	1		1

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (2a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
北海道												
青森県	1		1							2		2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県										2	2	
茨城県										1	1	
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県				1	1					2	2	
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県							1	1		3	3	
高知県												
福岡県	1	1					1	1		2	2	
佐賀県												
長崎県												
熊本県										1	1	
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (2b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋸炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市				2	2					4	4	
宇都宮市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市										1	1	
西宮市												
奈良市												
和歌山市										1	1	
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	2	1	1	3	3	0	2	2	0	19	16	3

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (3a)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
北海道				18	5	13				18	5	13
青森県												
岩手県												
宮城県				2	2					2	2	
秋田県												
山形県				2	2					2	2	
福島県	1	1		25	22	3	2	2		28	25	3
茨城県	3	1	2	28	28		3	1	2	34	30	4
栃木県				59	50	9	3	2	1	62	52	10
群馬県	1	1		11	7	4	1		1	13	8	5
埼玉県				44	24	20	4	2	2	48	26	22
千葉県				8	5	3				8	5	3
東京都												
神奈川県												
新潟県				12	5	7				12	5	7
富山県				40	39	1				40	39	1
石川県				1	1					1	1	
福井県				17	10	7	2	1	1	19	11	8
山梨県				3	3		1	1		4	4	
長野県				15	6	9	2		2	17	6	11
岐阜県				3	2	1				3	2	1
静岡県	4	3	1	63	49	14	5	4	1	72	56	16
愛知県	6	4	2	115	72	43	13	7	6	134	83	51
三重県	2	2		32	25	7	2	1	1	36	28	8
滋賀県				18	11	7	3	2	1	21	13	8
京都府				4	2	2				4	2	2
大阪府				11	11		4	3	1	15	14	1
兵庫県	1	1		8	8					9	9	
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県				2	2		1		1	3	2	1
広島県				3	3					3	3	
山口県				4	2	2	1		1	5	2	3
徳島県												
香川県	1	1		1	1					2	2	
愛媛県												
高知県												
福岡県				20	10	10	3	1	2	23	11	12
佐賀県				2	2					2	2	
長崎県				1	1					1	1	
熊本県				25	10	15	1	1		26	11	15
大分県				1		1				1		1
宮崎県				1	1					1	1	
鹿児島県				2	1	1				2	1	1
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (3b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市				3	2	1	1	1		4	3	1
川崎市												
新潟市												
静岡市				20	17	3				20	17	3
浜松市				2	2					2	2	
名古屋市				18	16	2				18	16	2
京都市				8	8		1	1		9	9	
大阪市				2	2					2	2	
堺市				6	6		1	1		7	7	
神戸市												
岡山市												
広島市				1	1		1	1		2	2	
北九州市	1		1	4	3	1				5	3	2
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市				1	1					1	1	
郡山市												
いわき市				1		1				1		1
宇都宮市												
川越市				1	1					1	1	
船橋市				1		1				1		1
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市				6		6	2		2	8		8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市				5	4	1				5	4	1
岡崎市				2	1	1				2	1	1
豊田市				30	20	10	5	2	3	35	22	13
高槻市												
東大阪市												
姫路市	2	2		14	14					16	16	
西宮市												
奈良市				1		1				1		1
和歌山市												
倉敷市				8	8					8	8	
福山市												
下関市				12	12					12	12	
高松市				1	1					1	1	
松山市				1	1					1	1	
高知市												
久留米市				3		3				3		3
長崎市												
熊本市												
大分市				2	2					2	2	
宮崎市												
鹿児島市				2	2					2	2	
合計	22	16	6	756	546	210	62	34	28	840	596	244

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (4a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	20年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注1)	別表第一 法施行前設置 (b)注2) 法施行後設置 (c)注3)		20年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注1)	別表第一 法施行前設置 (b)注2) 法施行後設置 (c)注3)		20年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注1)	別表第一 法施行前設置 (b)注2) 法施行後設置 (c)注3)	
北海道	18	10		8	26	20	2	4	116	89	5	22
青森県	10	6		4	24	9	7	8	33	24	5	4
岩手県	2	2			24	16	3	5	32	17	6	9
宮城県	6	6			28	28			32	32		
秋田県	3	1		2	13	11		2	54	41	3	10
山形県	7	5	1	1	11	5	1	5	28	16	3	9
福島県	5	3		2	32	30		2	59	46	4	9
茨城県	25	13	5	7	63	50	4	9	86	66	12	8
栃木県	10	8		2	34	24	2	8	56	47	3	6
群馬県	18	18			30	28		2	55	43	3	9
埼玉県	43	24	4	15	83	80		3	95	85	2	8
千葉県	47	32	1	14	75	59	3	13	87	60	5	22
東京都	120	79	13	28	45	28	1	16	47	36	7	4
神奈川県	28	24	1	3	29	27	1	1	34	24	6	4
新潟県	8	6		2	51	45	1	5	69	47	12	10
富山県	7	1		6	15	12		3	21	16	1	4
石川県					12	10		2	30	25		5
福井県	6	6			15	15			34	24	4	6
山梨県	3	3			22	15		7	27	21	1	5
長野県	7	7			29	28	1		81	66	4	11
岐阜県	2	2			36	18	4	14	70	53	9	8
静岡県	31	12	12	7	46	23	16	7	95	63	19	13
愛知県	49	36	4	9	50	40	3	7	103	81	8	14
三重県	17	8	4	5	37	23	6	8	63	36	21	6
滋賀県	5	3		2	28	23	2	3	42	30	1	11
京都府	6	2		4	13	9	4		29	23	3	3
大阪府	39	27	1	11	40	29	2	9	46	35	4	7
兵庫県	27	18	1	8	40	37	1	2	84	70	6	8
奈良県	5	4		1	24	17		7	44	39		5
和歌山県					14	10	2	2	38	29	2	7
鳥取県	5	5			8	3	3	2	37	31	2	4
島根県	5	3		2	10	3	1	6	39	25	9	5
岡山県	4	4			14	13		1	45	39	4	2
広島県	9	3	1	5	22	19		3	57	41	5	11
山口県	13	11		2	27	19	1	7	55	39	4	12
徳島県	2	1		1	23	20		3	53	38	6	9
香川県	7	3	1	3	8	6		2	32	30		2
愛媛県	6	6			20	6	7	7	55	34	14	7
高知県					14	8	2	4	32	23	4	5
福岡県	15	10		5	33	27		6	59	45	5	9
佐賀県	4			4	13	11		2	51	41	3	7
長崎県	8	2	3	3	14	10		4	66	44	6	16
熊本県	1	1			26	22		4	46	39		7
大分県	1	1			13	11		2	20	19		1
宮崎県	9	5	1	3	8	8			22	18	1	3
鹿児島県					25	17	2	6	46	32	1	13
沖縄県	8	2		6	22	17		5	34	11	4	19

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (4b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a)注1)	別表第一 法施行 前設置 (b)注2)	別表第一 法施行 後設置 (c)注3)	20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a)注1)	別表第一 法施行 前設置 (b)注2)	別表第一 法施行 後設置 (c)注3)	20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a)注1)	別表第一 法施行 前設置 (b)注2)	別表第一 法施行 後設置 (c)注3)
札幌市	11	6	3	2	8	5	1	2	1		1	
仙台市	10	6		4	6	4		2	4	2		2
さいたま市	13	13			1		1		6	6		
千葉市	13	7	2	4	3	3			7	5		2
横浜市	27	19	4	4	4	3	1		9	8	1	
川崎市	24	15		9	6	3	3		17	10		7
新潟市	9	8		1	10	5	2	3	16	14	1	1
静岡市	11		9	2	4		4		9		9	
浜松市	8	4		4	11	10		1	21	19		2
名古屋市	17	12	2	3	1	1			4	2		2
京都市	21	12	3	6	1	1			10	7	2	1
大阪市	30	20	3	7	5	4		1	12	10	1	1
堺市	11	9		2	3			3	5	4		1
神戸市	20	18		2	3	2		1	3	3		
岡山市	8	4	3	1	1	1			32	26	3	3
広島市	7	4		3	5	3		2	34	24	2	8
北九州市	19	13		6	5	5			18	11		7
福岡市	9	6		3	4	3		1	5	5		
函館市	3	1		2					3	3		
旭川市	2	2			2	1		1	1			1
青森市	6	4	2		6	4	2		3	2		1
盛岡市	3	3			3	3			5	5		
秋田市	4	1		3	3	1		2	7	7		
郡山市	4	4			3	2		1	1	1		
いわき市	15	8	4	3	5	2	2	1	6	4	1	1
宇都宮市	7	2	5		6	4		2	5	2	1	2
川越市	4	2		2	3	2	1		2	1		1
船橋市	8		8		2		2		1			1
柏市	5		3	2	3		3		2		2	
横須賀市	5	4		1	3	3			1	1		
相模原市	10	7		3	2	2			14	14		
富山市	2		1	1					10		8	2
金沢市	5	5			2	1		1	7	4	1	2
長野市	3	3			1			1	12	11		1
岐阜市	5	5			6	5	1		5	5		
豊橋市	3	1	2		3	2		1	5	3	1	1
岡崎市	7	5		2					9	7	1	1
豊田市	5		1	4	2	1		1	4	4		
高槻市	5	5			2	1	1		2	2		
東大阪市	8	1	5	2	3		1	2	2		2	
姫路市	13	6		7	11	7		4	6	4		2
西宮市	5	5			1	1			1	1		
奈良市	4	4							4	4		
和歌山市	6	6			3	2		1	12	11		1
倉敷市	11	8		3	12	9		3	19	17	1	1
福山市	6	2		4	6	6			14	14		
下関市	2	1		1	4	4			5	3		2
高松市	5	2		3					8	7		1
松山市	5	5			3	2	1		10	6		4
高知市	3		3		1	1			3	3		
久留米市	3	3							4	3	1	
長崎市	4	4							3	2		1
熊本市	4	4			1	1			5	5		
大分市	9	5	1	3	2	1		1	16	9	2	5
宮崎市	3			3	3	3			2	1		1
鹿児島市	4	2		2	4	2	2		13	7		6
合計	1125	719	117	289	1481	1115	110	256	2884	2162	268	454

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (5a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)			
	20年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注1)	別表第一		20年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注1)	別表第一		20年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注1)	別表第一	
			法施行前設置 (b)注2)	法施行後設置 (c)注3)			法施行前設置 (b)注2)	法施行後設置 (c)注3)			法施行前設置 (b)注2)	法施行後設置 (c)注3)
北海道	80	32	1	47	23	15	1	7	10	5		5
青森県	57	20	6	31	10	6		4	10	4	3	3
岩手県	72	18	20	34	13	6	2	5	1	1		
宮城県	58	58			10	10			7	7		
秋田県	22	12		10	1			1	3	3		
山形県	65	22	1	42	7	4		3	9	6		3
福島県	17	13		4	16	10		6	8	8		
茨城県	238	52	37	149	34	15	6	13	12	6	2	4
栃木県	94	58		36	24	10		14	10	8		2
群馬県	59	27		32	28	8		20	7	1		6
埼玉県	39	28	2	9	95	27	4	64	12	3		9
千葉県	154	58		96	36	21		15	16	7		9
東京都	60	38	1	21	59	31	1	27	26	13	1	12
神奈川県	36	25		11	21	12		9	4	3		1
新潟県	75	32		43	30	21		9	20	16		4
富山県	40	26		14	8	8			3	1		2
石川県	47	22	1	24	8	6		2	1	1		
福井県	52	28		24	12	12			6	4		2
山梨県	30	13		17	9	7		2	6	5		1
長野県	64	38		26	14	8		6	7	6		1
岐阜県	96	87	6	3	51	46		5	11	11		
静岡県	114	75		39	44	28		16	26	12		14
愛知県	67	48		19	32	20		12	8	4		4
三重県	93	62		31	24	17		7	13	8	1	4
滋賀県	50	34		16	15	12		3	11	10		1
京都府	38	17		21	6	5		1				
大阪府	25	13		12	8	8			10	5		5
兵庫県	120	88		32	39	28		11	14	11		3
奈良県	108	44		64	14	7		7	3	2		1
和歌山県	41	18		23	9	8		1	5	3		2
鳥取県	42	23		19	7	6		1	1	1		
島根県	31	11	5	15	4	2		2	9	3	3	3
岡山県	57	26		31	11	11			9	9		
広島県	67	44	1	22	12	8		4	16	11		5
山口県	56	42		14	25	24		1	9	7		2
徳島県	85	45		40	10	8		2	4	4		
香川県	66	27		39	19	12		7	5	5		
愛媛県	85	34	6	45	30	18		12	17	7		10
高知県	64	37		27	15	11		4	4	3		1
福岡県	95	63		32	40	40			15	14		1
佐賀県	45	28		17	9	5		4	6	3		3
長崎県	35	18		17	5	4	1		4	1	1	2
熊本県	45	9	6	30	12	5	4	3	10	4	4	2
大分県	19	10		9	8	7		1	3	3		
宮崎県	36	10		26	4	2		2				
鹿児島県	75	35		40	13	9		4	7	6		1
沖縄県	31	5		26	11	1		10	7	2		5

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (5b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満			50kg/h以上～100kg/h未満			50kg/h未満 (0.5㎡以上)					
	20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	法施行 後設置 (c) ^{注3)}	20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	法施行 後設置 (c) ^{注3)}	20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	法施行 後設置 (c) ^{注3)}
札幌市	4	1		3	3	2		1	2	2		
仙台市	8	6		2	1			1	1	1		
さいたま市	3	2		1	12	3		9	6	3		3
千葉市	18	9		9	9	6		3	3			3
横浜市	15	15			29	26		3	5	5		
川崎市	1	1			5	1		4	4	3		1
新潟市	24	12		12	10	8		2	2	2		
静岡市	29	17	4	8	12	5	6	1	4	4		
浜松市	20	15		5	4	4		1	1	1		
名古屋市	18	6	7	5	9	2	4	3	7	1	2	4
京都市	18	16		2	15	15			2	2		
大阪市	6	3		3	7	6		1				
堺市	14	6		8	6	5		1	2	2		
神戸市	13	9		4	2	2			1	1		
岡山市	17	11		6	3	3			2			2
広島市	14	10		4	1	1			3	2		1
北九州市	11	8		3					2	1		1
福岡市	5	2		3								
函館市	3	2		1								
旭川市	4	2		2					3			3
青森市	13	2		10	3			4	4	1		3
盛岡市	8	7		1	2	2			7	1		6
秋田市	3	2		1					1	1		
郡山市	8	6		2	5	3		2				
いわき市	4	4			2			2				
宇都宮市	5			5	2	2			1			1
川越市	4	1		3	2	1		1				
船橋市	5	3		2	3	2		1				
柏市	9	2	4	3	3	3						
横須賀市	2			2	1			1	5			5
相模原市	4	4			5	3		2	1	1		
富山市	17		6	11	9		4	5	2		1	1
金沢市	9	6		3	7	5		2	1		1	
長野市	9	5		4	1	1						
岐阜市	6	4		2	4	4			1	1		
豊橋市	5	2		3	1	1						
岡崎市	10	9		1	7	6		1				
豊田市	4	3		1	3	2		1				
高槻市	5	2	1	2								
東大阪市	2		2		2		1	1				
姫路市	15	11		4	6	5		1	1	1		
西宮市									1	1		
奈良市	12	8		4	6	5		1	2	1		1
和歌山市	15	14		1	7	5		2	8	7		1
倉敷市	5	5			2	1		1	3			3
福山市	33	23		10	5	5						
下関市	6	4		2					2	2		
高松市	10	6		4	2	1		1				
松山市	16	10		6	1	1						
高知市	19	6		13	2	1		1				
久留米市	7	4		3	6	6						
長崎市	10	7		3	4	4						
熊本市	7	5		2	2	2			1	1		
大分市	7	2		5	2	2			3	2	1	
宮崎市	7	4		3	2			2				
鹿児島市	11	5		6	3	2		1	1			1
合計	3602	1902	117	1582	1175	753	34	389	500	307	20	173

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (6a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	小 計				合 計			
	20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一	
			法施行 前設置 (b) ^{注2)}	法施行 後設置 (c) ^{注3)}			法施行 前設置 (b) ^{注2)}	法施行 後設置 (c) ^{注3)}
北海道	273	171	9	93	295	180	9	106
青森県	144	69	21	54	147	70	21	56
岩手県	144	60	31	53	144	60	31	53
宮城県	141	141			145	145		
秋田県	96	68	3	25	96	68	3	25
山形県	127	58	6	63	129	60	6	63
福島県	137	110	4	23	167	137	4	26
茨城県	458	202	66	190	500	240	66	194
栃木県	228	155	5	68	292	209	5	78
群馬県	197	125	3	69	211	134	3	74
埼玉県	367	247	12	108	420	277	13	130
千葉県	415	237	9	169	426	245	9	172
東京都	357	225	24	108	360	228	24	108
神奈川県	152	115	8	29	153	116	8	29
新潟県	253	167	13	73	268	175	13	80
富山県	94	64	1	29	135	104	1	30
石川県	98	64	1	33	99	65	1	33
福井県	125	89	4	32	144	100	4	40
山梨県	97	64	1	32	101	68	1	32
長野県	202	153	5	44	219	159	5	55
岐阜県	266	217	19	30	269	219	19	31
静岡県	356	213	47	96	428	269	47	112
愛知県	309	229	15	65	461	328	15	118
三重県	247	154	32	61	283	182	32	69
滋賀県	151	112	3	36	172	125	3	44
京都府	92	56	7	29	96	58	7	31
大阪府	168	117	7	44	187	134	7	46
兵庫県	324	252	8	64	335	263	8	64
奈良県	198	113		85	198	113		85
和歌山県	107	68	4	35	107	68	4	35
鳥取県	100	69	5	26	100	69	5	26
島根県	98	47	18	33	102	51	18	33
岡山県	140	102	4	34	143	104	4	35
広島県	183	126	7	50	188	131	7	50
山口県	185	142	5	38	202	154	5	43
徳島県	177	116	6	55	177	116	6	55
香川県	137	83	1	53	139	85	1	53
愛媛県	213	105	27	81	216	108	27	81
高知県	129	82	6	41	129	82	6	41
福岡県	257	199	5	53	282	212	5	65
佐賀県	128	88	3	37	131	91	3	37
長崎県	132	79	11	42	133	80	11	42
熊本県	140	80	14	46	168	92	14	62
大分県	64	51		13	65	51		14
宮崎県	79	43	2	34	80	44	2	34
鹿児島県	166	99	3	64	168	100	3	65
沖縄県	113	38	4	71	114	39	4	71

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (6b)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法一政令市別)

	小 計				合 計			
	20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一	
			法施行 前設置 (b) ^{注2)}	法施行 後設置 (c) ^{注3)}			法施行 前設置 (b) ^{注2)}	法施行 後設置 (c) ^{注3)}
札幌市	29	16	5	8	30	17	5	8
仙台市	30	19		11	33	21		12
さいたま市	41	27	1	13	41	27	1	13
千葉市	53	30	2	21	55	31	2	22
横浜市	89	76	6	7	93	79	6	8
川崎市	57	33	3	21	62	38	3	21
新潟市	71	49	3	19	71	49	3	19
静岡市	69	26	32	11	89	43	32	14
浜松市	65	53		12	67	55		12
名古屋市	56	24	15	17	75	41	15	19
京都市	67	53	5	9	76	62	5	9
大阪市	60	43	4	13	72	54	5	13
堺市	41	26		15	53	38		15
神戸市	42	35		7	42	35		7
岡山市	63	45	6	12	63	45	6	12
広島市	64	44	2	18	66	46	2	18
北九州市	55	38		17	66	46		20
福岡市	23	16		7	23	16		7
函館市	9	6		3	9	6		3
旭川市	12	5		7	12	5		7
青森市	35	13	4	18	35	13	4	18
盛岡市	28	21		7	28	21		7
秋田市	18	12		6	19	13		6
郡山市	21	16		5	21	16		5
いわき市	32	18	7	7	37	22	7	8
宇都宮市	26	10	6	10	27	10	7	10
川越市	15	7	1	7	16	8	1	7
船橋市	19	5	10	4	21	5	11	5
柏市	22	5	12	5	22	5	12	5
横須賀市	17	8		9	17	8		9
相模原市	36	31		5	36	31		5
富山市	40		20	20	49		21	28
金沢市	31	21	2	8	31	21	2	8
長野市	26	20		6	26	20		6
岐阜市	27	24	1	2	29	26	1	2
豊橋市	17	9	3	5	23	14	3	6
岡崎市	33	27	1	5	35	28	1	6
豊田市	18	10	1	7	53	32	1	20
高槻市	14	10	2	2	14	10	2	2
東大阪市	17	1	11	5	17	1	11	5
姫路市	52	34		18	74	56		18
西宮市	8	8			8	8		
奈良市	28	22		6	29	22		7
和歌山市	51	45		6	57	50		7
倉敷市	52	40	1	11	70	58	1	11
福山市	64	50		14	69	54		15
下関市	19	14		5	31	26		5
高松市	25	16		9	27	18		9
松山市	35	24	1	10	36	25	1	10
高知市	28	11	3	14	28	11	3	14
久留米市	20	16	1	3	23	16	1	6
長崎市	21	17		4	21	17		4
熊本市	20	18		2	20	18		2
大分市	39	21	4	14	43	25	4	14
宮崎市	17	8		9	17	8		9
鹿児島市	36	18	2	16	38	20	2	16
合 計	10767	6958	666	3143	11769	7698	671	3400

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (7a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉			溶解炉		
	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県	1		1							1		1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (7b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	亜鉛回収施設											
	焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉			溶解炉		
	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (8a)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	乾燥炉			小計			廃棄物焼却炉						
	20年度末施設数 (a+c)	別則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	20年度末施設数 (a+c)	別則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	4t/h以上			2t/h以上～4t/h未満			
							20年度末施設数 (a+b+c)	別則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	20年度末施設数 (a+b+c)	別則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県													
茨城県													
栃木県							2		2				
群馬県				2		2							
埼玉県													
千葉県													
東京都													
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県							3		3				
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (8b)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	乾燥炉			小計			廃棄物焼却炉										
	20年度 未施設数 (a+c)	別表第一		20年度 未施設数 (a+c)	別表第一		4t/h以上			2t/h以上～4t/h未満							
		附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)		附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	20年度 未施設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	20年度 未施設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}			
札幌市																	
仙台市																	
さいたま市																	
千葉市																	
横浜市																	
川崎市																	
新潟市																	
静岡市																	
浜松市																	
名古屋市																	
京都市																	
大阪市																	
堺市																	
神戸市																	
岡山市																	
広島市																	
北九州市																	
福岡市																	
函館市																	
旭川市																	
青森市																	
盛岡市																	
秋田市																	
郡山市																	
いわき市														1		1	
宇都宮市																	
川越市																	
船橋市																	
柏市																	
横須賀市																	
相模原市																	
富山市																	
金沢市																	
長野市																	
岐阜市																	
豊橋市																	
岡崎市																	
豊田市																	
高槻市																	
東大阪市																	
姫路市																	
西宮市																	
奈良市																	
和歌山市																	
倉敷市										1		1					
福山市																	
下関市																	
高松市																	
松山市																	
高知市																	
久留米市																	
長崎市																	
熊本市																	
大分市																	
宮崎市																	
鹿児島市																	
合計	0	0	0	2	0	2	6	4	2	0	1	1	0	0	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (9a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満			
	20年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注1)	別表第一		20年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注1)	別表第一		20年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注1)	別表第一	
			法施行前設置 (b)注2)	法施行後設置 (c)注3)			法施行前設置 (b)注2)	法施行後設置 (c)注3)			法施行前設置 (b)注2)	法施行後設置 (c)注3)
北海道					1	1						
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	2	2										
茨城県												
栃木県												
群馬県					1	1						
埼玉県												
千葉県												
東京都	1			1								
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県					1	1						
福井県	2	2			2			2	1			1
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府	1	1										
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県	1	1										
香川県												
愛媛県	1			1								
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県	2	2										

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (9b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	200kg/h以上～2t/h未満			100kg/h以上～200kg/h未満			50kg/h以上～100kg/h未満					
	20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一	
			法施行 前設置 (b) ^{注2)}	法施行 後設置 (c) ^{注3)}			法施行 前設置 (b) ^{注2)}	法施行 後設置 (c) ^{注3)}			法施行 前設置 (b) ^{注2)}	法施行 後設置 (c) ^{注3)}
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市	1		1									
横浜市	1			1								
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	12	8	1	3	5	3	0	2	1	0	0	1

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (10a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	廃棄物焼却炉							合 計			
	50kg/h未満 (0.5㎡以上)			小 計				20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}
	20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}				
北海道				1	1			1	1		
青森県											
岩手県											
宮城県											
秋田県											
山形県											
福島県				2	2			2	2		
茨城県											
栃木県				2		2		2		2	
群馬県				1	1			3	1		2
埼玉県											
千葉県											
東京都				1			1	1			1
神奈川県											
新潟県											
富山県											
石川県				1	1			1	1		
福井県				5	2		3	5	2		3
山梨県											
長野県											
岐阜県											
静岡県											
愛知県											
三重県											
滋賀県											
京都府				1	1			1	1		
大阪府											
兵庫県											
奈良県											
和歌山県											
鳥取県											
島根県											
岡山県											
広島県											
山口県											
徳島県				1	1			1	1		
香川県											
愛媛県				4	3		1	4	3		1
高知県											
福岡県											
佐賀県											
長崎県											
熊本県											
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県				2	2			2	2		

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (10b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	廃棄物焼却炉								合計			
	50kg/h未満 (0.5㎡以上)				小計							
	20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市					1		1		1		1	
横浜市					1			1	1			1
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市					1	1			1	1		
宇都宮市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市					1	1			1	1		
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	0	0	0	25	16	3	6	27	16	3	8

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 1 適用除外等の状況（大気関係・水質関係－全国）

（平成 2 0 年 4 月 1 日～平成 2 1 年 3 月 3 1 日）

	大気関係	水質関係
法第 3 5 条第 2 項に基づく通知受理件数	2	3
法第 3 6 条第 2 項に基づく要求件数	0	0

表 I - 1 2 その他の届出等の状況（大気関係・水質関係－全国）

（平成 2 0 年 4 月 1 日～平成 2 1 年 3 月 3 1 日）

	大気関係	水質関係
法第 1 4 条第 1 項に基づく届出件数 ^{注 1)}	294	63
法第 1 8 条に基づく届出件数 ^{注 2)}	785	225
瀬戸内海法第 8 条第 1 項（第 4 項）に基づく許可（届出）件数 ^{注 3)}	—	24
瀬戸内海法第 9 条に基づく届出件数 ^{注 4)}	—	15

注 1) 規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。

注 2) 使用廃止以外の変更届出の件数。

注 3) 規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数。

注 4) 使用廃止以外の変更届出の件数。

表 I - 1 3 適用除外等の状況
(都道府県別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県	2		2	
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				

(政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市				
横浜市			1	
川崎市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
函館市				
旭川市				
青森市				
盛岡市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
川越市				
船橋市				
柏市				
横須賀市				
相模原市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
高槻市				
東大阪市				
姫路市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市				
熊本市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
合計	2	0	3	0

表 I - 1 4 (1 a) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別—都道府県別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	8条変更 ^{注3)} その他	9条変更 ^{注2)}
北海道		20	3	6	—	—
青森県	7	8			—	—
岩手県					—	—
宮城県	4	5		1	—	—
秋田県	1	5			—	—
山形県	3	11	1	1	—	—
福島県	3	13	2	1	—	—
茨城県	34	37	1	6	—	—
栃木県	5	2			—	—
群馬県	8	19		2	—	—
埼玉県	9	24	15	40	—	—
千葉県	8	32		6	—	—
東京都	2	60		8	—	—
神奈川県	4	12	1	2	—	—
新潟県	7	17	2	5	—	—
富山県	4	25		4	—	—
石川県	4	6			—	—
福井県	9	10		1	—	—
山梨県		12		3	—	—
長野県		6			—	—
岐阜県		7		1	—	—
静岡県	17	31	6	16	—	—
愛知県	28	26	3	1	—	—
三重県	9	14	1	1	—	—
滋賀県	3	18		1	—	—
京都府	1	4	1	1		
大阪府	2	21	6	9		2
兵庫県	7	22		1	1	2
奈良県	4	4				
和歌山県		4				
鳥取県	2	5			—	—
島根県	6				—	—
岡山県	4	4				
広島県	10	16				
山口県	2	9				
徳島県	2	29		6	17	7
香川県	8	10		2		
愛媛県	2	9			1	
高知県		4			—	—
福岡県	3	16				
佐賀県		4			—	—
長崎県	1	3			—	—
熊本県	3	8		1	—	—
大分県						
宮崎県	1	4			—	—
鹿児島県	3	9			—	—
沖縄県	4	7			—	—

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。

表 I - 1 4 (1b) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別—政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 注2)	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 注2)	8条変更 その他 ^{注3)}	9条変更 注2)
札幌市		4			—	—
仙台市		1			—	—
さいたま市		1			—	—
千葉市	3	6		2	1	—
横浜市		6			3	—
川崎市	3	10		4	7	—
新潟市	4	5			7	—
静岡市	3	2		4	5	—
浜松市	1	3		2	1	—
名古屋市		12			6	—
京都市		24			20	—
大阪市	11	22	9	22		
堺市						
神戸市	3	3			1	1
岡山市	2	7			2	1
広島市		4				
北九州市	5	6			1	
福岡市	2	2			—	—
函館市					—	—
旭川市		1			—	—
青森市					—	—
盛岡市		2			—	—
秋田市					1	—
郡山市	1	4			2	—
いわき市	2	2			2	—
宇都宮市					—	—
川崎市		2			2	—
船橋市					—	—
柏市					—	—
横須賀市		1			—	—
相模原市		1			1	—
富山市		1			—	—
金沢市					—	—
長野市		5			7	—
岐阜市	2	4			2	—
豊橋市					—	—
岡崎市		5			1	—
豊田市		5			—	—
高槻市	1	1			1	—
東大阪市						
姫路市	3	3				1
西宮市						
奈良市						
和歌山市	2	3				4
倉敷市	1	3				1
福山市	1	4			3	
下関市		1				
高松市					1	
松山市	2	2				1
高知市					—	—
久留米市					—	—
長崎市	1	2			—	—
熊本市					—	—
大分市	4	1				—
宮崎市					—	—
鹿児島市		2			—	—
合計	294	785	63	225	24	15

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。